

過誤納金等 還付充当通知書

〒999-9999

NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN

NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN

NNNNNNNNNN

令和YY年MM月DD日

広島市長

還付充当番号	999999999	過誤納事由	NN							
過誤納額計	99,999,999,999 円	+	還付加算金計	99,999,999,999 円	-	充当額計	##### 円	=	お返しする 金額	##### 円

< 過 誤 納 明 細 >

(単位：円)

	科目	NNNNNNNNNN	年度	GY	年度分	GY	通知書番号	999999999	事業年度	～	
No.	期（月）等	1 納 付 済 額			2 正 当 額		過 誤 納 額 （1－2）				
		本 税	延滞金	最終納付日	本 税	延滞金	本 税	延滞金			
1	NNNN	#####	99,999,999,999	GY.Y.MM.DD	#####	99,999,999,999	#####	99,999,999,999			
	以下余白										
							合 計	#####	99,999,999,999		

< 充 当 明 細 >

過誤納金等を次のとおり未納となっている税金等へ充当しました。

[illegible]

(時効について)

還付金等の受取を請求する権利は、支出決定日の翌日から起算して5年間請求されない場合には、時効により消滅します。できるだけ、お早めに御請求ください。

◆ この通知書は、市の徴収金の納付の証拠となるものです。

- 1 あなたが、この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に広島市長に対して、文書をもって、審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴えは、前記1の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、広島市を被告として（広島市長が被告の代表者となります。）提起することができます。
- なお、処分の取消しの訴えは、前記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、
- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき
- は、裁決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

[illegible]